

株式取扱規則

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

第1章 総則

第1条（目的）

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」とする。）の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第11条に基づき本規則の定めるところによる。

第2条（株主名簿管理人）

当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条（株主名簿への記録）

株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条（株主名簿記載事項にかかる届出）

株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第5条（法人の代表者）

株主が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第6条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第7条（法定代理人）

株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

第8条（外国居住株主等の通知を受ける場所の届出）

外国に居住する株主又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。

2. 前項の常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受ける場所は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

第9条（機構経由の確認方法）

当社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

第10条（登録株式質権者）

登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第3章 書面交付請求および異議申述

第11条（書面交付請求および異議申述）

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第4章 株主確認

第12条（株主確認）

株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求

等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第5章 少数株主権等の行使手続

第13条 (少数株主権等の行使手続)

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をした上、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

第6章 単元未満株式の買取り

第14条 (単元未満株式の買取請求の方法)

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第15条 (買取価格の決定)

買取請求の買取単価は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第16条 (買取代金の支払)

当社は、前条により算出された買取価格から第25条に規定する手数料を差し引いた額を、当社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を

支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第17条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第7章 単元未満株式の買増し

第18条（単元未満株式の買増請求の方法）

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第19条（自己株式の残高を越える買増請求）

同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数（特定の目的で保有している自己株式数を除く。）を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第20条（買増請求の効力発生日）

買増請求の効力は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第21条（買増価格の決定）

買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第22条（買増株式の移転）

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第25条に定める手数料を加算した金額が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第23条（買増請求の受付停止期間）

当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- （1）3月31日
- （2）9月30日
- （3）その他機構が定める株主確定日等

2. 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第8章 特別口座の特例

第24条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座にかかる取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第9章 手数料

第25条（手数料）

第14条の单元未満株式買取請求及び第18条の单元未満株式買増請求にかかる手数料は、次のとおりとする。

買取り又は買増し1件につき、1单元当たりの株式売買手数料相当額として以下の算定により算出した金額を、買取り又は買増しをした单元未満株式数で按分した金額とする。（税別）

<算式>

第15条に定める買取単価又は第21条に定める買増単価に1单元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円超500万円以下の金額につき	0.900%
500万円超1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円超3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円超5,000万円以下の金額につき	0.375%

（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。）

ただし、1单元当たりの算出金額が2,500円に満たない場合には、2,500

円とする。

２．株主その他の者が機構又は証券会社等に対して支払う手数料は各自の負担とする。

第 10 章 総株主通知等の請求にかかる正当な理由

第 26 条（総株主通知の請求にかかる正当な理由）

当社が総株主通知を請求することができる場合として振替法第 151 条第 8 項に規定する正当な理由は次のとおりとする。

- （１）当社が、法令、上場規制、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- （２）当社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- （３）当社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- （４）上場廃止、免許取消しその他当社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- （５）当社の取締役会が、一定の日における株主又はその株式保有状況を、当社が確認する必要があると判断したとき又は当社の株主名簿に反映させるべきであると判断したとき。

第 27 条（情報提供請求にかかる正当な理由）

当社が情報提供請求をすることができる場合として振替法第 277 条に規定する正当な理由は次のとおりとする。

- （１）株主の同意があるとき。
- （２）株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- （３）株主が株主権の行使条件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- （４）当社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- （５）上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- （６）当社の取締役会が、特定の株主の当社株式の保有株式数を把握する必要があると判断したとき。

第11章 その他

第28条（規則の管理）

本規則の管理主管部門は、総務部とする。

第29条（規則の改廃）

本規則の改廃は、グループ経営会議の決議による。ただし、文言修正・組織名称変更等の軽微な内容については、総務部長決裁にて変更できるものとする。

改定履歴

2017年4月1日 改定

2022年9月1日 改定

2025年8月1日 改定